平成２３年（フ）第１７２５号
福岡市南区寺塚２丁目13番10―303号、前住所福岡市中央区小笹３丁目８番８―502号
破産者　財津　裕子
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８５１号
福岡市早良区次郎丸２丁目20番36号、前住所福岡市中央区大濠２丁目11番24―101号
破産者　堂知　浩徳
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７３９号
福岡市博多区吉塚３丁目28番14―401号、前住所福岡市東区名島２丁目27番14―102号
破産者　松本　　惠
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４９２号
北海道千歳市柏陽２丁目５番地の１、開始決定時の住所北海道千歳市白樺３丁目10番地の６
破産者　岩本　　勇
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６７号
千葉県旭市後草1839番地２　海上後草５棟36号
破産者　鈴木　貴史（旧姓阿蘇品）
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第７１７８号
和歌山県紀の川市桃山町最上614―16、開始決定時の住所和歌山県紀の川市桃山町市場422番地５　５号室
破産者　峯　　理子
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７５６号
福岡市東区若宮５丁目３番32―110号　アーベイン香椎南、破産手続開始決定時の住所福岡市東区香椎浜４丁目１番４―302号
破産者　岩本博こと　李　　博
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４２３号
福岡市東区美和台３丁目１番４号、旧住所福岡市東区三苫２丁目６番12号
破産者　梅田清二こと　金　　清二
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５６７号
福岡市中央区笹丘１丁目20番40―703号
破産者　藤本　卓也
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７２２号
福岡市西区福重団地７番606号、前住所福岡市早良区原４丁目13番11号
破産者　平川　隆明
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８９１号
札幌市豊平区美園12条６丁目２番１―403号
破産者　黒田　良信
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１３号
札幌市豊平区美園12条６丁目２番１―403号
破産者　黒田　和江
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１１０号
札幌市西区西野２条２丁目８番１―201号
破産者　加納　恵子
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６２号
仙台市宮城野区新田３丁目20番40号　ベルパークＫⅡ―102、開始決定時の住所仙台市若林区大和町５丁目10番13―901号
破産者　高橋　　亨（旧姓関）
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９２６号
仙台市青葉区荒巻神明町20番３号　第２荒巻コーポレーション306、開始決定時の住所仙台市若林区大和町４丁目９番５―913号
破産者　斎藤　嘉子
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４５９号
千葉県佐倉市上座570―90ユーカリハイツ106号室、住民票上の住所千葉県佐倉市上座408番地27三重野方
破産者　高橋　英樹
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５７２号
新潟市南区大通黄金７丁目17番地16　リーフガーデンＣ101号
破産者　田村　　茂
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６１号
福岡市東区香椎駅前１丁目４番14―502号、旧住所北九州市小倉南区朽網東４丁目16番32号
破産者　生田　純男
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部